

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年2月16日 12時00分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港地区西ふ頭南方沖 金武中城港中城新港西防波堤東灯台から真方位254° 1,280m付近 (概位 北緯26° 18.2′ 東経127° 51.3′)
事故の概要	作業船第五座波丸は、東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第五座波丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	260-39245 沖縄、座波建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	右舷船首部船底外板に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の末期（大潮） 沖縄県沖縄市には、2月15日15時48分に波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、中城湾新港地区西ふ頭南方沖の埋立作業地付近で埋立工事の補助作業を行った後、資材を積荷する目的で西ふ頭の岸壁に向かった。 本船は、埋立作業地東方にある浅瀬を東西方向に浚渫して設けられた暫定通航帯（以下「本件水路」という。）において、船長が、本件水路の両側端を示すブイを見ながら、本件水路の右寄りを手動操舵により約6ノットの対地速力で東進中、北北東方からの風を受けて南側に圧流され、南側の浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約2.4mであった。 本船が乗り揚げた場所は、南側の浅瀬が張り出して本件水路の中でも可航幅が狭くなっており、船長もそのことを知っていた。
分析	本船は、風力4の北北東風が吹く状況下、本件水路を東進中、船長が可航幅の狭くなった場所を右に寄って航行したところ、北北東方からの風に圧流されたことから、南側の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、風力4の北北東風が吹く状況下、本船が本件水路を東進中、船長が可航幅の狭くなった場所を右に寄って航行したところ、北北東方からの風に圧流されたため、南側の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。

	えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 浅瀬の間に設けられた狭い水路では、風による圧流と浅瀬からの離隔距離を考慮して操船すること。